

避難所通信



8

平成23年4月15日号

避難所でお越しのみなさま

第8号の避難所通信をお届けします。

今週から各避難所を訪問してみなさまのご相談をお受けする巡回相談を実施しています。被災した住宅の再建やがれきの撤去、応急仮設住宅、生活資金、仕事、お子さんの就学、体調のことなど、たくさんのご相談をいただき、その場でお答えできない課題については持ち帰って検討を進めております。今後の巡回相談の日程表は別途各避難所に貼り出してお知らせすることにいたします。

また、第1回の応急仮設住宅申込期限は、4月18日(当日消印有効)となっています。次回以降の募集に関しては、仮設住宅の設置を担当している宮城県が13日、荒井地区に64戸、仙台港背後地に54戸をそれぞれ着工したところで、これらも踏まえ準備に入ります。一日も早くみなさまのご要望にお応えするため、建設の決定と着工を急いでいただくよう、引き続き強く要望してまいります。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

避難所を出られたお知り合いの中に、通信の情報を必要とされている方がおられた場合、是非お伝えください。よろしくお願いいたします。

「被災者支援情報ダイヤル」開設中

被災者の方のための、各種支援制度の内容紹介や窓口・連絡先などに関する情報提供を実施しています。

022 - 214 - 3805

時間：午前9時～午後5時 / 4月中は土日・祝日も開設しています

区役所・総合支所へのお問い合わせは

青葉区 022 - 225 - 7211 (代)

宮城総合支所 022 - 392 - 2111 (代)

宮城野区 022 - 291 - 2111 (代)

若林区 022 - 282 - 1111 (代)

太白区 022 - 247 - 1111 (代)

秋保総合支所 022 - 399 - 2111 (代)

泉区 022 - 372 - 3111 (代)

1 . 仙台市子ども手当コールセンターを

開設しています

子ども手当の支給を半年間延長する法案が成立し、平成23年4月から9月までの6ヵ月は昨年度と同じ月額(13,000円)が支給されることになりました。

支給要件は22年度と同様ですが、市では、市民のみなさまからのお問い合わせにお答えするためコールセンターを設置しました。お子さんが生まれて新たに受給される方、世帯の状況が変わり確認したいことがある方、震災により他市町村から仙台に避難されている方などからのご相談に応じています。

0 2 2 - 2 2 7 - 4 5 5 7

午前8時30分から午後5時まで / 8月31日(水)まで (土・日・祝休日を除く)

実際の手続きは、各区保険年金課・各総合支所保健福祉課で受け付けます。
ただし、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

2 . こころの電話相談をご利用ください

今回の震災によるさまざまなご心配などで、眠れない、気持ちが落ち着かない、不安でドキドキするなど、いつもと違うこころの状態に悩んでいませんか。

市では、匿名でこころの悩みを話して相談できる電話を開設しています。話すと楽になることもあります。一人で悩まずに、気持ちを話してみてください。

「はあとライン」 0 2 2 - 2 6 5 - 2 2 2 9

開設時間 平日 午前10時~12時、午後1時~4時

(土・日・祝はお休み)

「ナイトライン」 0 2 2 - 2 1 7 - 2 2 7 9

開設時間 午後6時~10時

民間団体でも下記の相談電話が開設されています

仙台いのちの電話相談

0 2 2 - 7 1 8 - 4 3 4 3 開設時間 = 24時間

仙台グリーンケア研究会「地震・津波に関するこころの相談ホットライン」

0 8 0 - 3 3 2 6 - 5 6 1 2 開設時間 = 午前9時~午後9時

日本精神衛生学会「東北地方太平洋沖地震対応 心の相談緊急電話」

0 1 2 0 - 1 1 1 - 9 1 6 開設時間 = 午後1時~10時

3 . 住宅の応急修理を行います

今回の震災により、半壊以上の被害を受けた住宅を、自らの資力で修理できない方に代わり、仙台市が修理を行います。(一世帯あたりの限度額は52万円)。詳しくは下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

0 1 2 0 - 0 5 5 - 1 5 0

午前8時30分～午後5時(土・日・祝休日も受け付けています)

被災者の方からのお申し込みに基づいて、仙台市が工事業者に修理を依頼し、その費用を支払います。申し込みをなさらずに修理を終えた場合は対象にならないことがありますので、必ず修理等を行う前にご相談ください。

また、修理後の住宅に居住する方が対象になりますので、この制度を使った方は応急仮設住宅には入居できません。

対象となる方

り災証明書で居住する住宅が半壊(半焼)、大規模半壊、全壊と認定された方。半壊(半焼)の場合、一定の所得制限があります。

申し込みの受け付けについては、4月下旬に開始する予定です。決まり次第お知らせいたします。

4 . 被災した軽自動車等に関する手続き

仙台市では、今回の震災で使用不能または所在不明となった軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車)に関する申立てを受け付けています。この申立書を提出いただいた軽自動車等については、平成23年度からの軽自動車税を課税いたしません。

該当する軽自動車等がある場合は、各区役所・総合支所に「軽自動車税に係る車両を所有していない申立書」をご提出ください(4月以降も当分の間、受け付けいたします)。

軽自動車税は、4月1日の所有者の方に課税されます。

なお、宮城県でも震災で被災した車両への自動車税の課税停止を決めています。課税を停止するには4月1日時点の所有者からの申請が必要です。5月以降に発送される納税通知書に同封された申請はがきを使うか、下記まで申請手続きを確認してください。

宮城県総務部税務課 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 2 6

5 . 「金融相談窓口」開設中

東北財務局では、被災された皆様からの預金、融資、証券、生命保険、損害保険等に関する相談を受け付けています。

<相談事例>

- ・通帳を紛失してしまった。
- ・契約していた保険会社がわからない。

個別トラブルのあっせん・仲介・調停を行うことはできません。

東北財務局における受け付け

(青葉区本町3 - 3 - 1 仙台合同庁舎4階)

専用ダイヤル 022-721-7078

午前9時～午後5時45分

当分の間、土・日・祝日も受け付けます。

藤崎デパートにおける受け付け

(藤崎一番町館6階 行政困りごと相談所)

電話 022-263-6201

受付：平成23年4月の月・金・日(祝日を除く)

午前10時～午後4時

受付時間は、藤崎デパートの営業時間延長に伴い順次延長します。

6 . がれき撤去作業の際には感染症に注意してください

泥・ヘドロなどで汚染されたくぎやとげの出ている廃材などに触れ、ケガをした場合、破傷風など感染症の危険があります。

撤去作業にあたっての注意事項

- ・素肌を露出しない長袖、長ズボン(すそが広がらないもの)を着用する。破れにくい丈夫な手袋、長靴、安全靴などを身につける。
- ・舞い上がったホコリや飛び散った水などが口に入らないようマスクを使用する。
- ・泥などで汚れた廃材を素手で直接触ったり、くぎなどを踏み抜かないよう注意する。汚れた手で目や口を直接触らない。
- ・ケガをしたり、とげが刺さったりした場合は、傷ついた場所を清潔な水でよく洗浄し、傷の部分に清潔なガーゼ(救急絆創膏など)で保護する。必要に応じ医療機関を受診する。
- ・作業後は、石鹸と流水でよく手を洗う。